

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、令和6年1月1日内水面における区画漁業について、次のとおり免許した。

なお、免許の内容たるべき事項並びに制限又は条件及び存続期間は、令和5年5月31日付け北海道告示第10859号で告示したとおりである。

令和6年1月4日

北海道知事 鈴木 直道

免許番号	漁業権者の住所及び氏名
胆内区第1号	苫小牧市汐見町3丁目16番1号 荒木義信ほか5名
胆内区第2号	勇払郡厚真町字豊川77番地 向江豊司
十内区第1号	河東郡鹿追町東町1丁目15番地1 鹿追町
釧内区第1号	厚岸郡浜中町火散布188番地 散布漁業協同組合
網内区第1号	網走市港町4番地63 網走漁業協同組合
網内区第2号	同 同
網内区第3号	紋別市港町六丁目5番2号 紋別漁業協同組合